

2016年1月1日より、特定公社債・公募公社債の利子・分配金・譲渡損益・償還損益について、上場株式や公募株式投信の配当・分配金・譲渡損益・償還損益との損益通算が可能となった。

一方、現行制度では、デリバティブ取引については、デリバティブ取引による所得の中でのみ損益通算が可能で、上場株式・公募株式投信や特定公社債・公募公社債投信との損益通算ができない(図表1)。

この点について、金融庁の平成28年度税制改正要望には「金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等についても拡大すること」が盛り込まれていたが、平成28年度税制改正では見送られた。もっとも、

図表1 金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン ／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	申告分離	申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

(出所) 金融庁「平成28年度税制改正について—税制改正大綱における金融庁関係の主要項目—」(平成28年12月)を一部修正

現在、損益通算が認められている範囲

さらなる一体化については引き続き検討

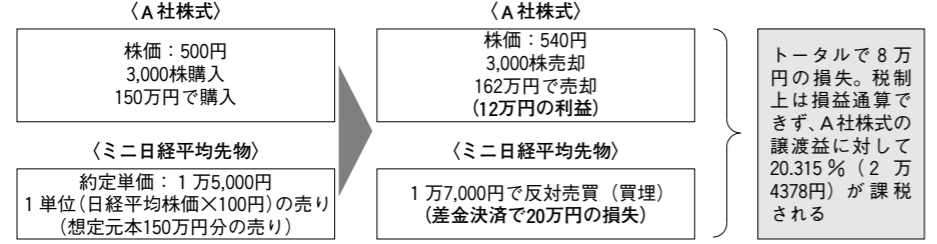
平成28年度税制改正大綱では、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する」(傍点は筆者)と、今後の検討課題とされた。

現物とデリバティブとの損益通算ができない場合の問題点

現行税制では、現物の上場株式に対するリスクヘッジとしてデリバティブを利用しても、その損益が通算できない。このデメリットについて、具体例をもとに説明する。

ある個人投資家が、基本的にはA社株式の株価は上昇すると予想する一方、市場全体の株価は過熱感から下落し、A社の株価も市場に連動して下落するリスクもあると予想したとする。そこで、A社株式を500円

図表2 現物株式とデリバティブを併用した投資の例と税制(トータルで損失が出た場合)



(注) 説明の簡略化のため、手数料は考慮していない。(出所) 大和総研作成

すると、A社株式の譲渡益12万円に対して、税率20・315%で課税され、2万4378円の税金を支払うことになる。トータルで8万円の損失。税制で上ず、A社株式の譲渡益に対して20.315%(2万4378円)が課税される

で3000株、150万円で購入する一方で、ミニ日経平均先物を1万5000円で1単位(想定元本150万円分)売りつけた。これは、市場全体の株価下落リスクをヘッジでき、A社株価の上昇率が日経平均株価の上昇率を上回れば利益が得られる(逆であれば損失となる)投資手法である(いわゆるマーケットニュートラル戦略)。

その後、この投資家の予想に反して日経平均株価は1万7000円まで上昇(13・33%上昇)する一方、A社の株価の上昇は540円まで(8%上昇)にとどまったとする。

この場合、この投資家はA社株式の売却により12万円(162万円-150万円)の利益を得る一方、ミニ日経平均先物の差金決済で20万円の損失が発生する。結果、8万円の損失となる(説明の簡略化のため、手数料は考慮しない。以下同じ)。

ちなみに、ミニ日経平均先物による20万円の損失は、制度上は(同年および翌年以後3年間の)他のデリバティブ取引の利益と損益通算(繰越控除)を行うことはできるが、実際に損益通算(繰越控除)ができるとは限らない。

シンクタンク研究員による
読み解き! 最新制度
Vol.13
金融所得課税の一体化
——デリバティブ等の取扱い

2 租税回避防止措置
個人の場、税制上、デリバティブ取引による損益は、差金等決済をした年(暦年)の所得として扱う。このため、建玉の一部を年内に決済し、残りを翌年に決済するなどにより、年単位の損益を意図的に操作することも考えられる。

このような意図的な租税回避を防ぐための方法としては、例えば次の2つが考えられる。1つは、租税回避行為とされる取引を定義し、その取引による所得を否認する方法である。もう1つは、デリバティブ取引についてすべて時価評価し、課税をすることにより租税回避行為の効力を無効にする方法である。1つ目に関しては、例えば、同一の指数先物取引に対し、買いと売りのポジションを持ったうえで、含み益のあるポジショ

ンを維持しつつ、含み損のあるポジションを実現する取引は、翌年に利益を繰り延べる目的の取引として「租税回避行為」と定義することも考えられる。

米国のストラドル・ルール（ベーク・ストラドル）では、このような取引を行った場合、その含み損の限度で当該損失の認識は否認され、翌年以降に繰越される。残りの損失は、含み損のあるポジションが実現した年に認識される。

もつとも、米国では当該ルールの適用対象が拡大されたことにより、租税回避行為でない取引にもルールが適用されるといふ問題が生じている（米国のストラドル・ルールの詳細は、EY税理士法人「金融取引に係る租税回避への防止策に関する調査研究」（金融庁からの受託調査、2014年1月31日）を参照）。「租税回避行為」の定義・判断基準を設けることや、その投資家への周知は困難である。

2つ目に関しては、米国では「1256条契約」として、上場先物取引等については、毎年末時価評価の対象とし、年末時点で決済したものとみなした場合の損益に課税を行っている。

この規制を導入した場合、投資家は未決済のポジションについて、キャッシュを得ていないにもかかわらず、納税資金を用意する必要がある。この場合、デリバティブ取引そのものが抑制されてしまう可能性がある。

3 デリバティブと特定口座

このほか、特定口座についても考慮する必要がある。将来的には、デリバティブ取引の損益通算を特定口座で行えるようにし、「源泉徴収あり」の特定口座での取引であれば確定申告を不要とすることも考えられる。そうなれば、デリバティブ取引を行った際の損益計算を証券会社等が行うこととなる。確定申告と納税の手間も省けるため、

投資家にとってデリバティブ取引の利便性がさらに高まる。

しかし、その際に租税回避行為について特定口座内での損益を否認するような規制を導入するならば、証券会社等は取引のたび、租税回避行為があるか否かの判定を行う必要があることとなり、対応が困難となる。複数の特定口座にまたがって租税回避が行われた場合の対応も難しい。

また、もし年末時点で時価評価を行って特定口座内で源泉徴収する場合、投資家はデリバティブの証拠金とは別に納税資金を用意しなければならず、納税資金が不足する場合の源泉徴収が困難となることが考えられる。損益通算範囲の拡大が行われる際には、デリバティブを用いた租税回避を防止する必要はあ

るが、複雑な規制を行うと証券会社等の対応が困難になることも考えられる。規制を導入する際には、実務に配慮した検討を行うべきであろう。

4 預貯金との損益通算とマイナンバー

マイナンバー制度において、現状では、預貯金口座とマイナンバーとの紐づけは予定されていない。預貯金の個人口座は10億口座以上あるため、その紐づけには、多くのコストがかかることが想定されるからである。

そこで、マイナンバーで紐づけた預貯金口座における利子について、他の金融商品の損失と損益通算できるようにすることで、預貯金者に預貯金口座へのマイナンバーの紐づけを促すことも考えられるであろう。



鳥毛拓馬（とりげ・たくま）
大和総研主任研究員 A F P
金融・証券税制、金融商品会計を中心に税制、会計制度の調査に従事。著書として、「税金読本」（法人投資家のための証券投資の会計・税務）（いずれも共著 大和証券刊）など。